

兵庫医科大学学則

第1章 目的、使命及び自己点検・評価

(目的)

第1条 本学は、建学の精神に則り、教育基本法及び学校教育法に基づき、医学の教育及び研究を行い、有能有為の医師を育成することを目的とする。

(使命)

第2条 本学は、良医を世に送り、人類の福祉に貢献し、医学の進展に寄与するため次の目標の達成に努める。

- 1 仁愛を基調とする英邁高潔な知徳を培い、医の哲理と倫理を体得し実践すること
- 2 医学徒の重責を遂行するため、健康な心身を養うこと
- 3 深く医学を研究し、その奥義をきわめ、医術に習熟し、新分野を開拓すること

(自己点検・評価)

第3条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、第1条、第2条の目的及び使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

② 自己点検・評価委員会の組織及び運営に関する規程は、別に定める。

第2章 組 織

(学部)

第4条 本学に、医学部医学科を置き、その学生定員は、入学定員108人、総定員648人とする。

(大学院)

第5条 本学に、大学院を置く。

② 大学院については、別に定める。

(付属施設)

第6条 本学に、次の付属施設を置く。

- 1 病院
- 2 ささやま医療センター
- 3 リハビリテーションセンター
- 4 老人保健施設
- 5 図書館
- 6 先端医学研究所

② 付属施設に関する規程は、別に定める。

(研究施設等)

第7条 本学における医学の教育と研究の推進及び診療業務の向上に資するために、付属

研究施設並びに共同利用施設を置く。

② 付属研究施設並びに共同利用施設に関する規程は、別に定める。

(事務局、学生部、教務部、入試センター及び医学教育センター)

第8条 本学に、事務局、学生部、教務部、入試センター及び医学教育センターを置く。

(学科目、講座)

第9条 本学に置く学科目並びに講座は、別表1のとおりとする。

第3章 職員組織

(教職員)

第10条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員、技術職員及びその他の職員を置く。

(学長)

第11条 学長は、本学を代表し、これを統括する。

② 学長の選考に関する規程は、別に定める。

(副学長)

第12条 本学に、副学長を置くことができる。

② 副学長は、学長を補佐する。

③ 副学長に関しては、別に定める。

(学生部長、教務部長、入試センター長及び医学教育センター長)

第13条 本学に、学生部長、教務部長、入試センター長及び医学教育センター長を置く。

② 学生部長は、本学の学生生活の諸問題について、指導及び助言を行う。

③ 教務部長は、教育全般に係る企画及び立案を担当する。

④ 入試センター長は、学生選抜のあり方を総合的に企画、立案する。

⑤ 医学教育センター長は、長期的な展望に立って医学教育の充実を図り、学習支援と全学的な教育実務を担当する。

⑥ 学生部長、教務部長、入試センター長及び医学教育センター長の選考に関する規程は、それぞれ別に定める。

第4章 教授会

(教授会)

第14条 本学に、重要事項を審議するため、教授会を置く。

② 教授会は、学長、副学長、専任の病院長（篠山病院長は除く。）及び専任の教授をもって組織する。

③ 教授会は、次の事項を審議する。

- 1 教員の身分に関すること
- 2 学生の身分に関すること
- 3 学生の入学、進級及び卒業に関すること
- 4 学生の教育に関すること

- 5 研究に関すること
 - 6 診療に関すること
 - 7 学生の厚生補導に関すること
 - 8 学長、病院長、篠山病院長、リハビリテーションセンター長、老人保健施設長、図書館長、先端医学研究所長、学生部長及び教務部長の候補者選考に関すること
 - 9 名誉教授の称号授与に関すること
 - 10 教育研究費予算に関すること
 - 11 大学の重要な施設の設置、並びに運営に関すること
 - 12 規程の制定、並びに改廃に関すること
 - 13 その他本学管理運営上の重要なこと
- ④ 教授会規程は、別に定める。

第5章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第15条 医学部医学科の修業年限は、6年とする。

(在学年限)

第16条 学生は、12年を超えて在学することができない。

ただし、第31条、第32条及び第33条の規定により入学した学生は、第34条により定められた修業すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

② 各学年次の在学年限については、別に定める。

第6章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第17条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第18条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第19条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

1 日曜日

2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

3 本学創立記念日 11月22日

4 春季休業日 4月1日から4月10日まで

5 夏季休業日 7月11日から9月10日まで

6 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

② 必要がある場合は、学長は、教授会の議を経て前項の休業日を変更することができる。

③ 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第7章 教育課程

(教育課程)

第20条 医学部医学科の教育課程は、第1学年次から第6学年次に分けて編成する。

(授業科目及び単位数)

第21条 本学における授業科目及び単位数は、別表2のとおりとする。

② 各学年に開講する授業科目及び単位数は、別に定める。

(単位の算定基準)

第22条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を教室内及び教室外を合わせて45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、次の基準により計算するものとする。

- 1 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- 2 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

第8章 入学、休学、退学、復学及び除籍

(入学の時期)

第23条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第24条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- 2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- 3 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定したもの
- 4 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 5 文部科学大臣の指定した者
- 6 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号、同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- 7 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第25条 本学への入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて、願い出なければならない。

(入学者の選考)

第26条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第27条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、保証

人2人を定め、身元保証書及び誓約書を提出するとともに、入学金、教育充実費、前期分の授業料、実験実習費及び施設設備費を納付しなければならない。

- ② 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
- ③ 第1項に規定する保証人は、独立の生計を営む成年者で、本学に対して、当該学生に関する一切の責任を負うことのできる者でなければならない。
- ④ 第1項に規定する保証人のうち、原則として、1人は父母又は親族とする。
- ⑤ 学長は、保証人が適当でないと認めるときは、変更させることができる。

(休学)

第28条 疾病、その他やむを得ない事由により、3か月以上就学することができない者は、事由を記した休学願を、保証人連署のうえで学長に提出し、その許可を得て休学することができる。疾病の場合は、本学の承認した医療機関の診断書を添付しなければならない。

- ② 疾病、その他の事由により、就学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。
- ③ 休学期間は、連続して2年又は通算して6年を超えることはできない。
- ④ 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第29条 休学している者、又は休学期間を終了した者が復学しようとするときは、その事由が消滅したことを証する書類を付した復学願を、保証人連署のうえで学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(退学)

第30条 疾病、その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、その事実を証する書類を添え、事由を記した退学願を、保証人連署のうえで学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(再入学)

第31条 前条の規定により退学した者で、再入学を願い出た者に対しては、欠員のある場合に限り、選考のうえで相当の学年次に入学を許可することがある。

(転入学)

第32条 他の大学の医学部医学科に在籍する者で、転入学を願い出た者に対しては、欠員のある場合に限り、選考のうえで相当の学年次に入学を許可することがある。

(編入学)

第33条 他の大学を卒業した者又は退学した者及び短期大学を卒業した者で、編入学を願い出た者に対しては、欠員のある場合に限り、選考のうえで相当の学年次に入学を許可することがある。

(再入学者、転入学者及び編入学者の取扱い)

第34条 第31条、第32条及び第33条の規定により入学を許可された者については、次のとおり取扱うものとする。

- 1 既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱いは、教授会の議を経て学長が定める。
- 2 修業すべき年数は、入学を許可された相当の学年次から第6学年次にいたる間の年数とする。

(除 籍)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者については、教授会の議を経て学長が除籍する。

- 1 死亡、又は長期にわたり行方不明の者
- 2 第16条に定める在学年限を超えた者
- 3 第28条第3項に定める休学期間を超えた者
- 4 授業料等の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- 5 疾病、その他の事由により成業の見込がないと認められる者

第9章 成績の評価

(評価の方法)

第36条 授業科目の成績の評価は、試験又はその他の方法により行う。

② 前項の試験及びその他の方法に関する規程は別に定める。

(成績の評価)

第37条 授業科目の成績は、優、良、可及び不可の4種類で表記し、優、良、可を合格、不可を不合格とする。

第10章 進級及び卒業

(進 級)

第38条 当該学年次の所定の課程を修了した者については、教授会の議を経て、学長が進級を認定する。

② 進級を認定されなかった者は、原学年次に留まる。

③ 進級に関する規程は、別に定める。

(卒 業)

第39条 本学に6年(第31条、第32条及び第33条の規程により入学した者については、第34条の規程により定められた修業年数)以上在学し、所定の課程を修了した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学士(医学)の学位を授与する。

② 前項の修了の認定は、各講座等ごとに実施する試験及び第1学年次から第6学年次までに修得すべき単位を総合的に判定する試験により行う。

第11章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料)

第40条 本学の入学検定料は、60,000円とする。ただし、大学入試センター試験利用入学検定料は、40,000円とする。

(入学金)

第41条 本学の入学金は、2,000,000円とする。

(授業料等)

第42条 授業料等は、次表のとおりとする。

区分	学期	前 期	後 期	計 (年額)
	授 業 料	1,100,000 円	1,100,000 円	2,200,000 円
	実 験 実 習 費	500,000 円	500,000 円	1,000,000 円
	施 設 設 備 費	650,000 円	650,000 円	1,300,000 円
	教 育 初 年 度	1,000,000 円	1,000,000 円	2,000,000 円
	充 実 費 次 年 度 以 降	600,000 円	600,000 円	1,200,000 円
合 計	初 年 度	3,250,000 円	3,250,000 円	6,500,000 円
	次 年 度 以 降	2,850,000 円	2,850,000 円	5,700,000 円

② 授業料等は、次の期間に納付しなければならない。ただし、初年度については、第27条第1項に基づき、入学手続きの日に納付しなければならない。

前期分 4月1日から4月15日まで

後期分 10月1日から10月15日まで

(休学、復学、退学及び除籍の場合の授業料等)

第43条 休学する者の授業料等は、次のとおりとする。

- 1 学期を通して休学する者の授業料等は、休学する学期分を免除する。
 - 2 学期の途中で休学する者の授業料等は、休学する日の属する学期分は免除しない。
 - 3 前2号の規定にかかわらず、初年度に休学する者の授業料等は免除しない。
- ② 学期の途中で復学する者の授業料等は、復学する日の属する学期分を復学手続時に納付しなければならない。
- ③ 学年の途中で退学した者及び除籍された者の授業料等は、退学した日又は除籍された日の属する学期分は免除しない。

(休学期間中の在籍料)

第44条 学期を通して休学する者は、次のとおり休学期間中の在籍料を納付しなければならない。

- 1 すべての学期を通して休学する者 1,500,000円
 - 2 前期又は後期を通して休学する者 750,000円
- ② 学期の途中に休学する者の在籍料は、休学する日の属する学期分は徴収しない。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、初年度に休学する者の在籍料は徴収しない。
- ④ 在籍料の納付期間は、第42条第2項に準ずる。

(既納の検定料、入学金、授業料等及び在籍料)

第45条 既納の検定料、入学金、授業料等及び在籍料は、いかなる理由があっても返還しない。ただし、入学を許可された後、所定の期日までに入学辞退届を提出し、授業料等の返還を申し出た場合は、入学手続き時に納めた授業料等のみを返還する。

第12章 聴講生、受託生、研究生及び外国人留学生

(聴講生)

第46条 本学の授業科目中、1科目又は数科目の聴講を希望する者については、本学の教育に妨げのない限り、選考のうえで、聴講生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第47条 本学の授業科目中、1科目又は数科目の履修を希望する者については、本学の教育に妨げのない限り、選考の上で、科目等履修生として入学を許可することができる。

- ② 科目等履修生で授業科目を履修し、合格の評価を受けた者に対しては、当該授業科目の単位取得の認定を行なうことができる。
- ③ 前2項に定めるもののほか、科目等履修生に関する必要な事項は、教授会の議を経て別に定める。

(受託生)

第48条 本学以外の機関等から、その所属職員について、研究の指導又は研修の委託の願い出があるときは、本学の教育及び研究に妨げのない限り、選考のうえで、受託生として入学を許可することがある。

(研究生)

第49条 本学において特定の事項について研究を希望する者については、本学の教育及び研究に妨げのない限り、選考のうえで、研究生として入学を許可することがある。

(外国人留学生)

第50条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者については、本学の教育及び研究に妨げのない限り、選考のうえで、外国人留学生として入学を許可することがある。

(聴講生、科目等履修生、受託生、研究生及び外国人留学生に関する規程)

第51条 聴講生、科目等履修生、受託生、研究生及び外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第13章 賞 罰

(表 彰)

第52条 学業成績が特に優秀な者、又は他の学生の模範となる行為をした者は、表彰する。

- ② 表彰は、教授会の議を経て学長が行う。

(懲 戒)

第53条 本学の規則に違背した者、又は学生の本分に反する行為があった者は、懲戒する。

- ② 懲戒は、戒告、停学及び退学とし、退学は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - 1 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - 2 正当の理由がなくて出席が常でない者
 - 3 本学の秩序を乱した者
 - 4 その他学生としての本分に反した者
- ③ 懲戒は、教授会の議を経て学長が行う。

第14章 寄 宿 舎

第54条 省略

第15章 学 則 の 改 廃

(学則の改廃)

第55条 この学則の改廃は、教授会の議を経て学長が発議し、評議員会の議決を経て、理

事会が行う。

附 則

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

(省 略)

附 則

- ① この改正は、平成11年4月1日から施行する。
- ② この改正の施行に際し、平成10年度以前の入学者に係る授業料等については、なお従前の例による。

(省 略)

附 則

- ① この改正は、平成17年4月1日から施行する。
- ② 第42条の改正は、平成18年4月1日から施行する。
ただし、平成17年度以前の入学者に係る授業料等については、なお従前の例による。

(省 略)

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表1の地域総合医療学、腸管病態解析学（寄附講座）については、平成20年10月7日から適用する。なお、第4条に定める入学定員及び総定員は、平成35年までの間、救急医師確保対策に伴う9年間の期限付き入学定員2名を含め以下のとおりとする。

年 度	入学定員	総定員	年 度	入学定員	総定員
21年度	110人	610人	22年度	110人	620人
23年度	110人	630人	24年度	110人	640人
25年度	110人	650人	26年度	110人	660人
27年度	110人	660人	28年度	110人	660人
29年度	110人	660人	30年度	108人	658人
31年度	108人	656人	32年度	108人	654人
33年度	108人	652人	34年度	108人	650人
35年度	108人	648人			

附 則

この改正は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- ① この改正は、平成23年7月26日から施行する。
- ② この改正の施行に際し、平成23年度以前の入学者に係る授業料については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。ただし、改正後の第43条、第44条及び第45条の規定については、平成24年度入学者から適用する。

別表 1

教養部門

一般教育系学科目	社会福祉学 心理学 数学 物理学 化学 生物学 情報学
外国語系学科目	英語
保健体育系学科目	健康スポーツ科学

専門部門

基礎医学系講座	解剖学 生理学 生化学 薬理学 病原微生物学 免疫学・医動物学 公衆衛生学 環境予防医学 法医学 遺伝学
臨床医学系講座	内科学 小児科学 放射線医学 精神科神経科学 皮膚科学 外科学 産科婦人科学 整形外科学 形成外科学 泌尿器科学 脳神経外科学 眼科学 耳鼻咽喉科学 心臓血管外科学 呼吸器外科学 麻酔科学 歯科口腔外科学 救急・災害医学 地域総合医療学 胸部腫瘍学（特定講座）
基礎・臨床連携講座	病理学
基礎医学系学科目	医学教育学
臨床医学系学科目	輸血学 リハビリテーション医学 医療情報学 疼痛制御科学 感染制御学 臨床検査医学 集中治療医学 臨床核医学
寄 附 講 座	腫瘍免疫制御学 プーアル茶と健康医学 実践医療コミュニケーション学 地域救急医療学 機能再生医療学 腸管病態解析学 先進 糖尿病治療学 臨床腫瘍薬剤制御学 心疾患先端治療学 先進血管 治療学

別表 2

（省 略）